大雪地区広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 17 年 10 月３日
条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告）

第２条　任命権者は、連合長に対し、毎年 10 月末日までに、前年度における職員（大雪地区広域連合職員定数条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第９号）第２条で規定する職員。）の人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

２　前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、規則で定める。

（公表）

第３条　連合長は、毎年 12 月末日までに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（１）前条の規定に基づく報告の概要

（２）法第 58 条の２第２項の規定に基づく報告

２　前項の規定に基づく公表は、大雪地区広域連合公告式条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第１号）により行うものとする。

（施行規定）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は公布の日から施行する。